

# 健康づくり支援薬局(仮称)※に関する 要件について

(かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師の基本的機能)

※ 名称は別途検討。積極的に健康サポート機能を発揮する薬局の暫定的な略称として、以下「健康づくり支援薬局」を用いる。

厚生労働省医薬食品局総務課

# 健康づくり支援薬局(仮称)について

健康づくり支援薬局(仮称)について、前回までの議論を踏まえた考え方は以下のとおり。

## <健康づくり支援薬局(仮称)の考え方>

- 健康づくり支援薬局(仮称) = かかりつけ薬局の機能 + 積極的な健康サポート機能

## <健康づくり支援薬局(仮称)の定義の考え方>

- かかりつけ薬局の基本的な機能を有することが必要ではないか。⇒今回の検討事項
- 以下のような健康づくり支援について積極的な取組を実施していることが必要ではないか。
  - 要指導医薬品、一般用医薬品、健康食品等の適正な使用に関する助言を行うこと
  - 地域住民が気軽に立ち寄ることができる場として健康づくりに関する相談を幅広く受け付け、必要に応じ、かかりつけ医をはじめ適切な専門職種や関係機関に紹介すること
  - 地域の薬局の中で率先して地域住民の健康づくりを積極的かつ具体的に支援するとともに地域の薬局への情報発信、取組支援等を行っていること。

# かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師に関する前回までのご意見

1. 総論
  - 薬局の薬剤師は、健康な時も、病気になった時も、お亡くなりになる寸前まで少なくとも薬に係る周辺のことを真摯に努めていかないといけない仕事ではないか。
  - 地域や門前といった色々な薬局について機能を分けた形で議論した方が市民の方に喜んでいただけるのではないか。例えば、大病院前の薬局では、麻薬やオーファンドラッグといった希有なお薬をたくさん抱える必要がある。
2. かかりつけ薬局とかかりつけ薬剤師
  - かかりつけ薬局は、かかりつけ薬剤師のいる薬局であるべき。
  - かかりつけ医は患者さんから電話があったら、すぐに誰なのか脳裏に顔が浮かぶ。一方、薬局の薬剤師はころころ変わってしまい、かかりつけ薬剤師という概念が薬局の中で定着していない。目指すべきは、かかりつけ薬局ではなくかかりつけ薬剤師ではないか。
  - かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師としては、その人が健康状態から虚弱になり、最期までの24時間対応も含めた対応が必要ではないか。
  - たくさんの薬剤師が勤務している大型店舗では、毎回同じ薬剤師が対応することは難しくかかりつけ薬剤師を持てる薬局に限られるのではないか。
  - 薬局に多くの医薬品があっても、適切に医薬品を扱える人、相談できる人がいなければ機能しないため、かかりつけ薬剤師は非常に重要。ただし、薬局としてきちんと医薬品を一元的に管理できるような体制がなければいけない。
3. 24時間対応
  - 24時間対応は、開局時間以外にどう対応するかというのが非常に重要。電話で必ず連絡がつく、その上で必要なときには必要な対応ができる体制が求められる。
  - かかりつけ医がやっている程度の対応、例えば困ったときとかなどに、せめて電話でも答えられるような対応が求められるのではないか。
4. 在宅対応
  - かかりつけ薬局と薬剤師には、ぜひ、在宅医療に対応してほしい。
  - 在宅において、飲んでいるかどうか、飲めたかどうか、効いたかどうか、副作用が出ていないかどうかということ、主治医の先生と連携しながら生活の中で見られるような機能を果たすのがかかりつけ薬剤師ではないか。

# かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師に関する論点

＜論点＞かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師の必要性について

- 患者が医薬分業のメリットを十分に感じられるようにするためには、以下のような点が重要ではないか。
  - 患者の服用歴や現在服用中の全ての薬剤に関する情報等を一元的・継続的に把握し、次のような処方内容のチェックを受けられる
    - 仮に複数診療科を受診した場合でも、多剤・重複投薬等や相互作用が防止される
    - 患者は、薬の副作用や期待される効果の継続的な確認を受けられる
  - 在宅で療養する場合も、行き届いた服薬指導が受けられる
  - 丁寧な説明により、薬への理解が深まり、飲み忘れ、飲み残しが防止される。これにより、残薬が解消される
- そのためには、日頃から患者と継続的に関わることで信頼関係が構築され、薬のことについて、いつでも気軽に相談できるかかりつけ薬剤師がいることが重要ではないか。
- また、かかりつけ薬剤師がその役割を発揮できるようにするためには、以下のような業務管理を行い
  - コミュニケーションスキルや在宅対応に関する研修などを通じた薬剤師の育成・資質確保
  - 担当制などの適切な勤務体制の確保
  - 医療機関を始めとした、関係機関との連携体制の構築その構造設備等に関しても、
  - 来局者がかかりつけ薬剤師に気軽に相談できるスペースの確保
  - 患者の医薬品ニーズに適時適切に対応できるようにするための必要な医薬品の備蓄・保管や品質管理等を行うなどの役割を薬局が果たすことが求められるのではないか。

# かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師に関する論点

〈論点〉かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師の機能について

○ かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師が備えるべき機能の詳細については、引き続き検討が必要と考えられるが、主な機能としては、以下の3つが考えられるのではないか。

- ① 患者の服用歴や現在服用中の全ての薬剤に関する情報等を一元的に管理する機能
- ② 24時間対応、在宅対応を行える機能
- ③ かかりつけ医を始めとした医療機関との連携機能

○ このうち、24時間対応、在宅対応等について、個々の薬局にどの程度の対応を求めるべきか。

○ かかりつけ薬剤師は夜間・休日の対応などを含めてどこまで患者と関わるべきか。また、地域包括ケアシステムにおける多職種の一員としてのかかりつけ薬剤師について、かかりつけ医との関係を整理する必要があるのではないか。

※ かかりつけ医にとっては、24時間対応している薬局の薬剤師でなければ適切な連携は難しいのではないか。また、服用中の全ての薬剤に関する情報について、かかりつけ医と共有されていることが重要ではないか。

# 參考資料

# かかりつけ医とかかりつけ薬剤師について

## 地域包括診療料・地域包括診療加算(薬局との連携)

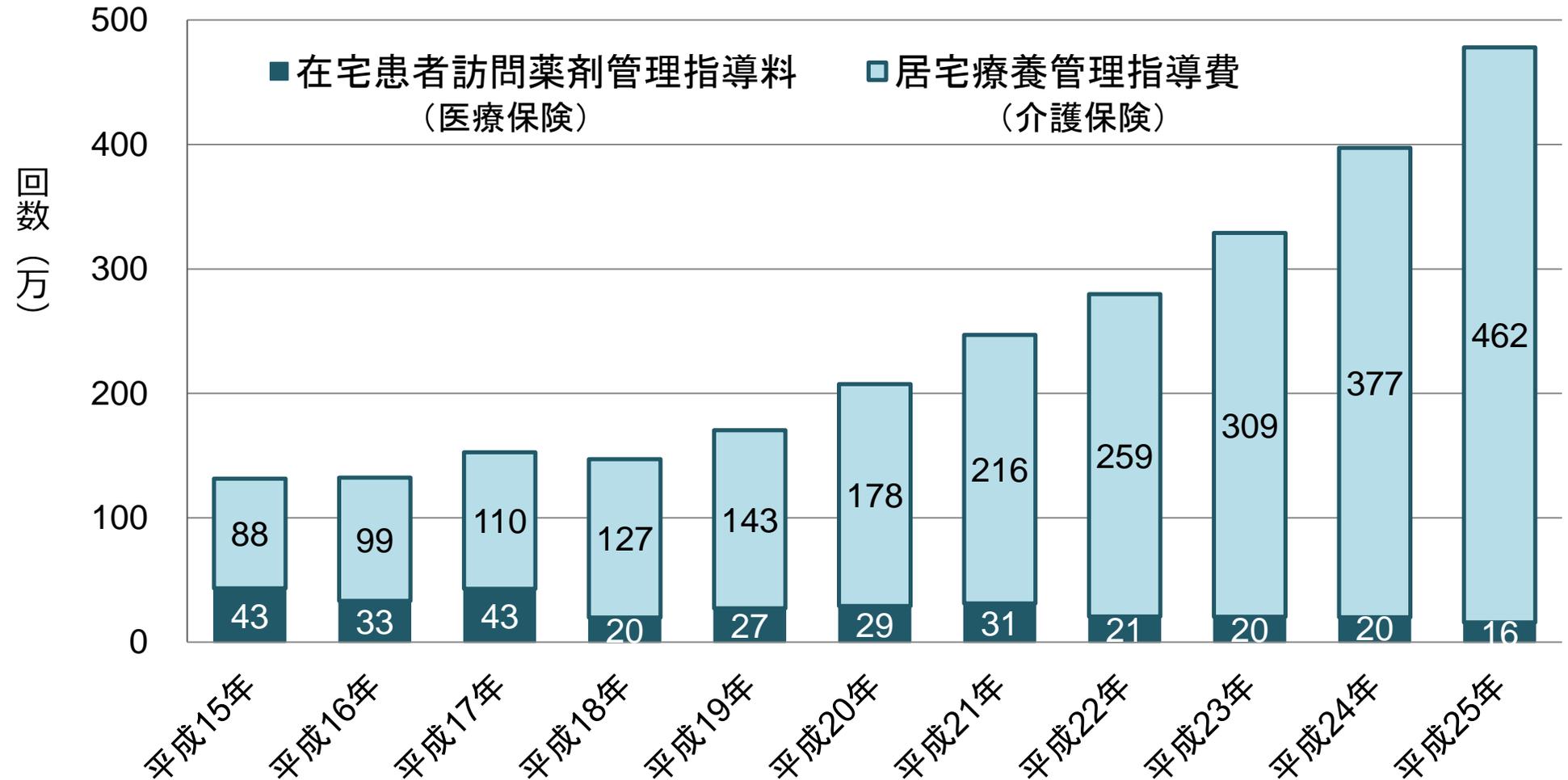
以下の指導、服薬管理等を行うこと。

**診療所において、院外処方を行う場合は、以下のとおりとする。**

- ① 調剤について**24時間対応できる体制を整えている薬局**(以下「連携薬局」という。)と連携していること。
- ② 原則として、院外処方を行う場合は連携薬局にて処方を行うこととするが、**患者の同意がある場合に限り、その他の薬局での処方も可能とする。その場合、当該患者に対して、時間外においても対応できる薬局のリストを文書により提供し、説明**すること。
- ③ 当該患者が受診している**医療機関のリストを、処方せんに添付して患者に渡すことにより、当該薬局に対して情報提供を行う**こと。
- ④ 患者に対して、当該医療機関を受診時に、**薬局が発行するお薬手帳又は当該医療機関が発行するお薬手帳を持参させる**こと。また、診療録にお薬手帳のコピーを貼付すること、又は、当該点数の算定時の投薬内容について診療録に記載すること。

# 薬局における在宅患者訪問薬剤管理指導の実施状況

○ 介護保険における「居宅療養管理指導」に係る算定回数が伸びており、全体として薬剤師による在宅における薬剤管理は進んでいる。



注) 在宅療養を行っている患者に係る薬剤管理指導については、対象患者が要介護又は要支援の認定を受けている場合には介護保険扱いとなり、認定を受けていない場合には医療保険扱いとなる。

# 在宅患者訪問薬剤管理指導(医療保険)の実施状況

- 在宅患者訪問薬剤管理指導を実施している薬局では、年間算定回数が50回未満の薬局が7割を超えており、その傾向は大きな変化はない。

(単位: %)

1 薬局当たり在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定回数	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
1～10回未満	29.2	26.0	27.1	30.8	32.8	37.9	25.4
10～50回未満	41.2	43.6	44.2	44.0	42.8	42.2	53.2
50～100回未満	12.8	13.8	13.2	11.8	11.9	10.5	11.3
100～200回未満	8.1	8.4	8.0	6.9	7.0	5.6	6.5
200回以上	8.7	8.2	7.6	6.5	5.4	3.8	3.5
合計(薬局数)	100 (3,830薬局)	100 (4,051薬局)	100 (4,026薬局)	100 (3,982薬局)	100 (4,387薬局)	100 (4,763薬局)	100 (4,513薬局)

〔出典〕「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課) 特別集計

(注: H26年度は4月～9月の実績を2倍した推計値を用いている。)